

湧水町一般廃棄物処理基本計画

2018（平成 30）年 1 2 月
鹿児島県 湧水町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	P1
第2節 計画の位置づけ	P2
第3節 計画の期間	P3
第4節 計画の対象	P3
第5節 計画の区域	P3
第6節 基本的な考え方	P3

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状	P4
1 ごみ処理の流れ	P4
2 ごみ処理体制	P5
（1）ごみ処理の主体及び処理方法	P5
（2）ごみの区分及び排出方法	P7
第2節 将来予測と目標設定	P8
1 将来予測	P8
（1）人口	P8
（2）ごみの排出量	P8
（3）ごみの資源化量及び最終処分量	P8
2 目標設定	P8
（1）成果指標及び目標値の設定	P8
（2）設定理由	P9
第3節 施策の展開	P9
1 リサイクル等の推進	P9
2 廃棄物の適正処理の推進	P9
3 不法投棄の防止	P9
4 廃棄物処理施設の整備・管理	P10
第4節 計画の推進	P10
1 ごみの分別排出及び収集運搬	P10
2 中間処理及び最終処分	P10
3 推進体制	P10
（1）町の推進体制	P10
（2）関係機関・団体等との連携の強化	P10
4 その他	P10

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題	P11
1 生活排水処理の現状	P11
（1）水洗化人口等	P11
（2）し尿の処理主体及び処理方法	P11
第2節 将来予測と目標設定	P11
1 将来予測	P11
（1）水洗化・生活雑排水処理人口等	P11
（2）し尿収集量	P12
2 目標設定	P12
（1）成果指標及び目標値の設定	P12
（2）設定理由	P12
第3節 施策の展開	P12
1 適正処理の推進	P12
2 再資源化の推進	P12
3 その他	P12
第4節 計画の推進	P13
1 し尿の処理体制	P13
2 関係機関・団体等との連携強化	P13
3 その他	P13

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

近年、社会経済活動が拡大し、生活が物質的に豊かになる一方で、環境に必要な以上の負荷を与えた結果、地球温暖化、資源の枯渇など地球規模での環境問題に直面しています。

また、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や最終処分場の残容量のひっ迫、不法投棄の増大等、なお様々な課題も残されています。

これらの環境問題を解決するためには、廃棄物の適正処理を推進していくことはもちろんのこと、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を実現していく必要があります。

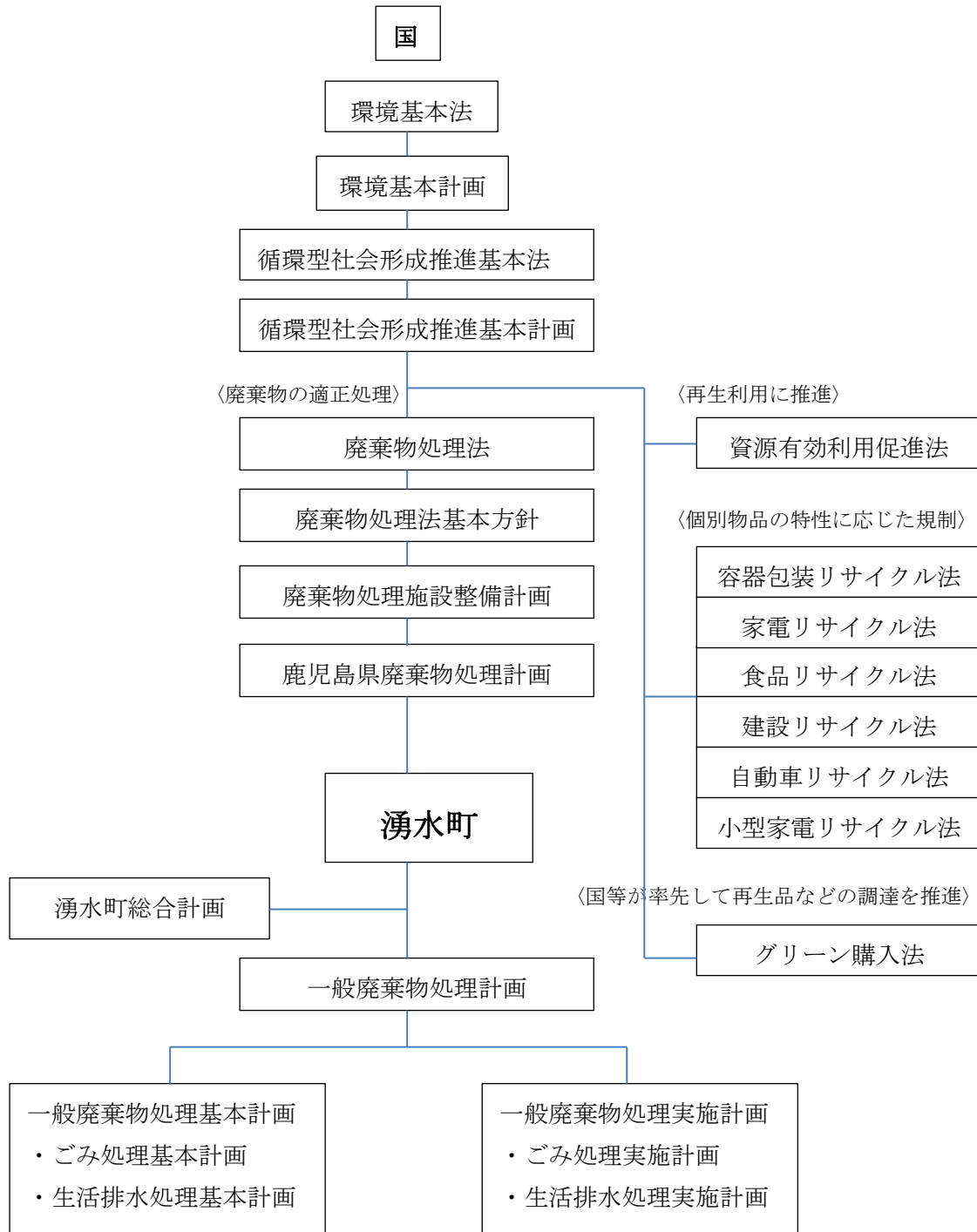
このため、国においては、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正や、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第3次循環型社会形成推進基本計画」の策定などにより、循環型社会の形成に向けての基本的な枠組みを示すとともに、各種リサイクル法の制定や施策の実施等により対応が図られてきたところです。

本町でも、2005(平成17)年3月の合併以降、一般廃棄物（ごみ及びし尿）適正処理やリサイクルの推進等について各般の施策を展開してきたところですが、総合計画に基づく施策が展開されることを踏まえ、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、2018(平成30)年12月に「湧水町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、本町の一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進していきます。

本計画は、一般廃棄物の現状や将来の動向を踏まえ、ごみ減量化を推進していくための基本となる考え方である、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組や本町の一般廃棄物の適正処理を推進するための基本的な考え方、施策などを明らかにするとともに、本町の廃棄物行政を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画の策定にあたっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」等の各種法律や国の「循環型社会形成推進基本方針」、「鹿児島県廃棄物処理計画」、「湧水町総合計画」等と整合性を図ることとしました。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、2018(平成30)年度から2027年度までの10年間とします。また、計画策定から5年後にあたる中間年度では、2022年度までの進行状況と本町を取り巻く環境や社会情勢の変化、廃棄物処理技術の進展等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。なお、社会情勢の変動により、本計画の諸条件に大幅な変更が生じた場合には、随時計画の見直しを行います。

第4節 計画の対象

この計画において対象とする廃棄物は、廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物とします。

第5節 計画の区域

この計画において対象とする区域は、湧水町全域（総面積144.33km²）とします。

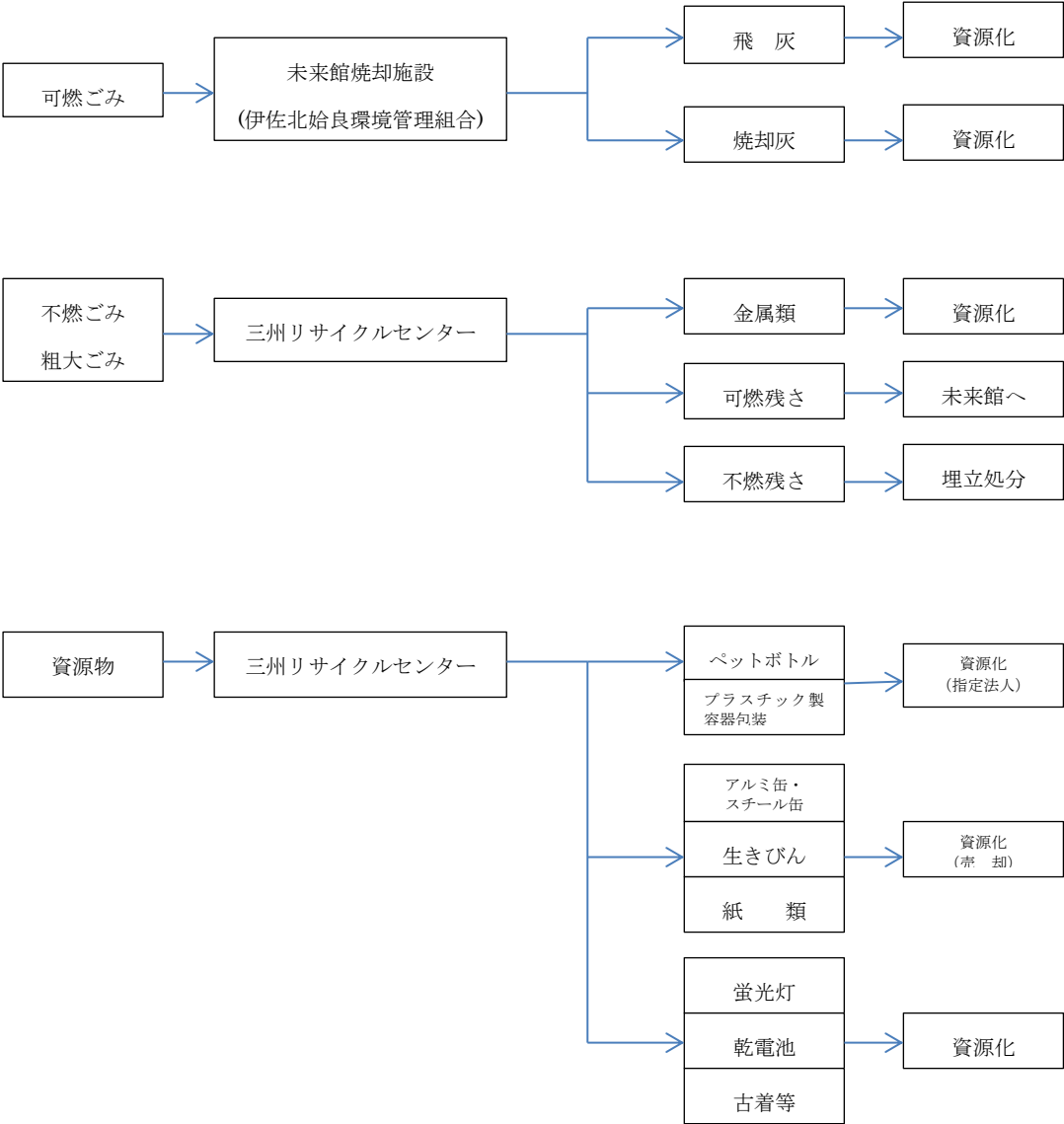
第6節 基本的な考え方

循環型社会の形成を図るため、町民、排出事業者、処理業者及び行政が協同し役割を分担しながら、一般廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、循環的利用ができない一般廃棄物を適正に処理し、環境への負荷を低減します。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ



2 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の主体及び処理方法

可燃ごみについては、伊佐北始良環境管理組合（湧水町，霧島市，伊佐市で構成）でごみ処理を行っていますが、不燃・資源・粗大ごみについては、三州リサイクルセンター（委託）でごみ処理を行っています。

①家庭系ごみ

ごみの 種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	町（委託） 排出者	組合（直営）	焼却 ・飛灰→資源化（山元還元） ・主灰→資源化	町（直営）	
不燃ごみ	町（委託） 排出者	町（委託） 組合（直営）	破碎，選別 ・金属類→資源化 ・残さ→埋立	町（直営）	埋立（中間処理 残さ）
粗大ごみ	町（委託） 排出者	町（委託） 組合（直営）	破碎，選別 ・金属類→資源化 ・残さ→埋立	町（直営）	埋立（中間処理 残さ）
資源ごみ	町（委託） 排出者	町（委託）	資源化		
有害ごみ	町（委託） 排出者		資源化		

注；「組合」とは、伊佐北始良環境管理組合のことをいう。

②事業系ごみ

ごみの 種類	収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	町（委託） 排出者	組合（直営）	焼却 ・飛灰→資源化（山元還元） ・主灰→資源化	町（直営）	
不燃ごみ	町（委託） 排出者	町（委託） 組合（直営）	破碎，選別 ・金属類→資源化 ・残さ→埋立	町（直営）	埋立（中間処理 残さ）
資源ごみ	町（委託） 排出者	町（委託）	資源化		

注；「組合」とは、伊佐北始良環境管理組合のことをいう。

③ごみ処理施設（民間施設を除く。）

伊佐北始良環境管理組合 未来館

	焼却施設
名称	焼却（ストーカ炉）プラント
所在地	伊佐市菱刈南浦 880 番地 56
型式	ストーカ式焼却炉
処理能力	80 t / 日 (40 t / 24 h × 2 炉)
処理対象	可燃ごみ，汚泥等
竣工	平成 27 年 3 月

最終処分場（管理型）

名称	所在地	設置年月	埋立地面積 (m ²)	埋立量 (年/m ³)	残余容量 (m ³)
栗野一般 廃棄物最 終処分場	湧水町恒次 1476-4	H7. 4	3, 604	203	812 (9, 498)
吉松一般 廃棄物最 終処分場	湧水町中津 川 1858-1	H11. 4	3, 143	18	7, 459 (11, 175)

(2) ごみの区分及び排出方法

区 分			排 出 方 法		
生活系ごみ	可燃ごみ(燃やせるごみ)		紙くず，生ごみ，繊維等は町指定の可燃ごみ袋に排出する。		
	不燃ごみ(燃やせないごみ)		陶器類，ガラス，金属類，油ビン等を回収用コンテナに排出する。		
	粗大ごみ		家電製品(家電 4 品目及びパソコンリサイクル法対象品目を除く。)，家具類，寝具類，自転車等を指定日に排出又は，リサイクルセンターへ直接持ち込む。		
	資源ごみ	缶類		きれいに洗浄したアルミ缶及びスチール缶を回収用青袋に排出する。	
		びん類	無色透明びん	きれいに洗浄したびんを回収用コンテナに排出する。	
			茶色びん		
			その他色びん		
			生きびん	店舗持込み等による廃品回収活動に	
		ペットボトル		きれいに洗浄したペットボトルを回収用青袋に排出する。(キャップは取り外し，「その他プラスチック」として排出する。)	
		その他プラスチック製容器包装		きれいに洗浄したものを回収用青袋に排出する。	
		布類		綿素材 100%を紐でくくって排出する。	
		紙類	新聞・チラシ	適量を紐でくくって排出する。	
			雑誌・カタログ		
			飲料用紙パック		
			その他紙製容器		
			段ボール		
	有害ごみ	蛍光灯	ごみステーションに配置した回収用コンテナに排出する。		
乾電池					
町で処理できないごみ		家電製品 (家電リサイクル法対象品目及びパソコンリサイクル法対象品目)，自動車部品，農薬等は，排出者自らが専門業者等を通じて処理する。			
事業系ごみ		事業系ごみ (事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物でないもの) については，排出事業者自らの責任において適正に分別・排出する。			

【排出方法に係る共通事項】

- 各家庭から排出される生活系ごみは，上記区分に従って分別し，決められた排出日時に所定のごみステーションに排出するか，所定の処理施設に直接搬入する。
- 引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は，排出者自らが処理施設に直接搬入するか，本町一般廃棄物処理業許可業者等に依頼し適正に処理する。
- 事業系ごみは，排出事業者自らが処理施設に搬入するか，本町一般廃棄物処理業許可業者等に依頼し適正に処理する。

第2節 将来予測と目標設定

1 将来予測

(1) 人口

本町の人口は、年々減少傾向にあり、本町総合計画（総合戦略）における目標値との整合性を図るため、2027年度で9,000人程度に減少すると予測されます。

(2) ごみの排出量

ごみの排出量は、人口の減少、事業所によるリサイクル等（新聞業者による古新聞等の自主回収、事業系生ごみのたい肥化等）の促進に伴い、2016（平成28）年度で3,418トン、2027年度で2,764トンに減少すると予測されます。また、町民1人1日当たりのごみの排出量も、2016（平成28）年度で951g／人日、2027年度で841g／人日に減少すると予測されます。

(3) ごみの資源化量及び最終処分量

伊佐北始良環境管理組合（未来館）においては、2012（平成24）年10月から、飛灰の資源化（山元還元）をしており、また2015（平成27）年度に焼却設備をガス化溶融炉からストーカ炉に改修しています。ストーカ炉への改修に伴い発生する焼却灰についても資源化（セメント原料化）を行っています。

このようなことから、ごみの資源化量は、2016（平成28）年度で815トン、2027年度で801トン、リサイクル率は2016（平成28）年度で23.8%、2027年度で29.0%と予測されます。

2 目標設定

(1) 成果指標及び目標値の設定

本計画の実効性を確保するため、本町の総合計画（総合戦略）と連動して成果指標と2022年度の目標値を設定し、行政評価システムに基づき進行管理を行います。

なお、2027年度（計画最終年度）の目標については、2022年度の計画見直しの際に、計画の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて設定します。

成果指標名	2016年度 （現状値）	2022年度 （推計値）	2022年度 （目標値）
町民1人1日当たりのごみの排出量（g／人日）	951	870	800
リサイクル率（%）	23.8	27.5	30.0

(2) 設定理由

①町民1人1日当たりのごみの排出量

町民のごみ減量化等への取組状況を測るため、「町民1人1日当たりのごみの排出量」を成果指標として設定します。

2015（平成27）年度における実績は、全国で939g／人日、鹿児島県で945g／人日、湧水町で842g／人日となっており、本町のごみの減量化の取組は進んでいるといえますが、今後さらに減量化を目指すため、目標値を2022年度比で10%減の800g／人日に設定します。

②リサイクル率

町民のごみの分別排出等による再資源化への取組状況を測るため、「リサイクル率」を成果指標として設定します。

2015（平成27）年度におけるリサイクル率は、全国で20.4%、鹿児島県で15.7%、湧水町で22.9%となっており、全国及び県内ともに上回っていますが、今後さらにごみの分別の徹底や再資源化可能なごみ有効利用を図ることで、2022年度におけるリサイクルの率の目標値を30.0%に設定します。

第3節 施策の展開

1 リサイクル等の推進

○衛生普及会、地区公民館等と協力・連携して3R（廃棄物の発生抑制、資源の再使用及びリサイクル）を推進するため、分別収集活動の支援と町民への普及啓発に努めます。

○ごみ処理施設から発生する飛灰やし尿処理施設から発生するし尿汚泥の資源化を推進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

○ごみの収集運搬の効率化・コスト削減に配慮しながら、ごみステーションの適正な配置に努めます。

○ごみ収集作業の効率化等を図るとともに、ごみの適正処理に係る啓発・指導を徹底します。

○町民、事業者、ごみ処理業者（町委託業者、一般廃棄物処理業許可業者等）と協力・連携し、ごみ処理の適正化・効率化・コスト削減に努めます。

3 不法投棄の防止

○不法投棄を未然に防止するため、町民や事業者に対する道義高揚・マナーアップなどの啓発活動を行います。

○不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置します。

○衛生普及会等と協力・連携しながら、不法投棄の未然防止及び不法投棄の発見・適正処理に努めるとともに、違反者に対する指導を強化します。

4 廃棄物処理施設の整備・管理

○最終処分場については、適正な運転管理を行うとともに、施設の延命及び処理コストの削減に努めます。

第4節 計画の推進

1 ごみの分別排出及び収集運搬

ごみの分別区分、排出方法は、当分の間、現行のとおり行います（第1節2（2）参照）。また、家庭ごみ系の収集運搬は、民間業者に委託して行います。なお、ごみの分別排出及び収集運搬方法については、ごみ処理の適正化、効率化、コスト低減等の観点から、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 中間処理及び最終処分

ごみの中間処理及び最終処分については、当分の間、現行のとおり行います（第1節2（1）参照）。なお、その他ごみの中間処理及び最終処分については、ごみ処理の適正化、効率化、コスト低減等の観点から、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 推進体制

（1）町の推進体制

栗野庁舎及び吉松庁舎の連携を強化するとともに、お互いの役割分担を明確化することにより、ごみ処理を効率的かつ効果的に行ないます。

（2）関係機関・団体等との連携の強化

県（保健所）、警察、環境保全協会、地区公民館等との連携を強化し、ごみの3R及び適正処理を推進します。

また、伊佐北始良環境管理組合の構成市町をはじめ近隣自治体との広域連携を強化し、ごみ処理の効率化・負担軽減を図ります。

4 その他

本計画の推進に関する具体的事項は、本計画の実施計画及び容器包装リサイクル法第8条の規定により策定する分別収集計画によるものとします。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

(1) 水洗化人口等

2016（平成28）年度の本町の水洗化・生活排水処理人口は、5,039人で、総人口の51.2%を占めています。

注：「生活排水処理人口」は、合併処理浄化槽人口と公共下水道人口の合計値としている。

(2) し尿の処理主体及び処理方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本町の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行っています。また中間処理及び最終処分については、下表のとおりとなっています。

施設名	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
湧水町衛生処理場	許可業者	町（委託）	し尿・浄化槽汚泥を生物化学的脱窒素処理		
			脱水汚泥は、たい肥化		
			し渣は、未来館（伊佐北始良環境管理組合）において焼却処理		

■し尿処理施設の概要

名称	湧水町衛生処理場
所在地	湧水町恒次5番地
供用開始	1999（平成11）年3月（大規模改修）
処理能力	25k1/日（生し尿15k1，浄化槽汚泥10k1）
処理方法	標準脱窒素処理方式（高度処理含む）

第2節 将来予測と目標設定

1 将来予測

(1) 水洗化・生活雑排水処理人口等

本町の人口は、年々減少傾向にあり、本町総合計画（総合戦略）における目標値との整合性を図るため、2027年度で9,000人程度に減少すると予測されます。

一方、水洗化・生活排水処理人口は、合併処理浄化槽人口の増加に伴い、2027年度で9,000人に達すると予想されます。

(2) し尿収集量

本町のし尿の収集量は、合併処理浄化槽人口の増加により生し尿が減少し、浄化槽汚泥が増加すると予測されます。

2 目標設定

(1) 成果指標及び目標値の設定

本計画の実効性を確保するため、本町の総合計画（総合戦略）と連動して成果指標と 2022 年度の目標値を設定し、行政評価システムに基づき進行管理を行います。

なお、2027 年度（計画最終年度）の目標については、2022 年度の計画見直しの際に、計画の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて設定します。

成果指標	2016 年度 (現状値)	2022 年度 (推計値)	2022 年度 (目標値)
生活排水処理率 (%)	51.2	64.0	70.0

(2) 設定理由

公共用水域の水質保全を図るためには、生活排水の適正な処理を推進する必要があることから、「生活排水処理率」を成果指標として設定します。

2016（平成 28）年度における本町生活排水処理率は、51.2%となっております。今後、合併処理浄化槽の整備、普及を促進していくことで、快適な生活環境と良好な水環境を保全するため、2022 年度における生活排水処理率の目標値を 70.0%に設定します。

第3節 施策の展開

1 適正処理の推進

一般廃棄物収集運搬業許可業者の指導・啓発を通じて適正なし尿の収集運搬を確保します。

また、し尿処理施設における適正処理を推進するとともに、当該施設の延命・維持管理コストの削減に努めます。

2 再資源化の推進

し尿処理施設において中間処理された脱水汚泥等のたい肥化を推進します。

3 その他

生活排水処理の適正化、河川等の水質汚濁の防止等を図るため、合併処理浄化槽の設置を推進します。

第4節 計画の推進

1 し尿の処理体制

し尿の収集運搬及び処分については、当分の間、現行体制（第1節1（2）参照）を基本として行いますが、し尿処理の適正化、効率化、コスト低減、再資源化の推進等の観点から、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 関係機関・団体等との連携強化

町民、排出事業者、処理業者及び行政機関と協力してし尿の適正かつ安定処理を確保します。

3 その他

本計画の推進に関する具体的事項は、毎年策定する本計画の実施計画に定めるものとします。